

庁議の概要

開催日：H17.6.23

項 目

- 1 政策協議の進め方について【政策推進担当】
- 2 指定管理者の公募のあり方について【総務部】

内 容

1 政策協議の進め方について

政策推進担当から今年度の政策協議のテーマ等について、総務部から断念と転換についての考え方と平成18年度当初予算推計の概要についての説明を行った後、意見交換を行った。

【説明の概要】

(政策推進担当)

- ・平成15年度に作成した各部局の経営方針のフォロー等を通じて、今日の時点で協議してもらったらどうだろうという項目と、部局が協議したいという項目を上げているものである。
- ・部局によっては流動的な項目もある。
- ・協議の日程については、今後調整のうえ、別途お知らせする。

(総務部)

断念と転換について

- ・断念・転換する方向については、昨年事務事業の見直しということで財政から提案し、断念したもの、期限を定めたもの、現在協議中のものがある。その項目に加えて、今年も見直し項目を提案したい。
- ・日程としては7月11日の週を考えている。
- ・現在の高知県の財政の状況は極めて厳しい状況であるため、見直しの提案も厳しいものになると思う。

平成18年度当初予算推計について

- ・来年度の予算については165億円の財源不足となる見込みであることは今までにもお伝えしてきた。
- ・平成17年度当初予算を性質別に分析すると、裁量的経費が1千2百億円、義務的経費が3千3百億円あるうちの、それぞれに4百億円と2千5百億円の一般財源が使われている状況である。
- ・義務的経費と裁量的経費の中の個別経費について平成17年度と同額程度とした場合、地方交付税が今年と同じように確保されるとしても、残りは5億2千万円、一般財源で4億3千万円しかなく、これを重点化経費に充てると、今まで部局調整費として使っていたお金は何もない状況となる。
- ・人件費やその他の義務的経費を若干抑えたとしても、部局調整費は59億円、一般財源で7億円程度となる。
- ・義務経費としてあがっている経費や個別経費についても新たな見直しをかけないと県の予算が組めないという姿になる。
- ・今回7月に投げかける事務事業の見直しは、個別経費や義務経費についても、もっとやり方を検討できないか、あるいは先送りできないかという議論をさせていただく。
- ・実際には部局調整費がゼロという予算は組めないので、減債基金の他、退職手当のために積んである基金や、特定の目的のために積んである基金等をかき集めて予算を組んでいくことや、公債費の借り換え等緊急避難的な対応をすることで何とか乗り切っていかなければならない。
- ・政策協議における、断念・転換する事業についての協議は、そういう厳しさがあるということを十分認識し、従来以上に危機感を持ってあたって欲しい。

【主な意見】

- ・今年度当初より、よほど切り込んでいかなければならなくなるが、庁内議論をきちんとやって厳しさを共有する必要があるのではないかと。新行政改革大綱の中で給与や人員のことが出てくると思うが、その

辺についても従来よりも早めに庁内での議論を実施してもらいたいと思うがどうか。

給与面については人事院勧告が今までと少し違う形で出てくる。それにより義務的経費が少し見えてくる。また、今年度の交付税が7月に分かるのでもう少し傾向が見えてくる。庁議の場等を活用して情報を提供し、議論をしていきたい。

- ・ 部局調整費がゼロというのであれば、国への協議をどうしていくのか、こういう事態を抜け出す手があるのかどうかなど、もっと抜本的なことをどうするかを議論すべきではないか。
現在は、基金の残もあり、財政健全化債も打てる状態であり、ここまで落とさなくても来年度予算は組める。しかしいつまでも続くものではなく、無くなったらこういう姿になるということを知っていただくために出した資料である。
- ・ しかし、19年度以降はさらに厳しい状況も予想される。高知県だけで何とかしようとしても無理である。絞り込むところは絞り込み、他県と協力して、国に訴えていく事等は、庁内議論と並行して行っていかなければいけないのではないかと。
重要要望等は今年も実施している。大きな流れとしては、平成19年度以降も更なるカットを財務省は考えている。今、国に何か言っていくてもどれほどの効果があるかとも思う。
- ・ 三位一体の改革っていったい何だったんだろうということになりかねない。何のための6団体の動きだったんだろうということになる。何か対応策を考えていかないと、県民をだましたのではないかと、結果的にはゼロではないかと、ということにもなりかねない。
- ・ 現実には部局調整費がゼロということはない。18年度、19年度の予算はどうしていくかという内部の検討は進めていかなければならないのではないかと。従来は認めていた義務的経費や個別経費についても、メスを入れていかざるを得ないということであろう。
- ・ 国に対する働きかけは、何か戦術を考えて、6団体や他県と連携して動くことを並行して進めなければいけない。
県議会や国会議員等とも連携して提起していく。

2 指定管理者の公募のあり方について

総務部から、指定管理者制度における県内業者等の選定についての考え方の説明を行った後、意見交換を行った。

【説明の概要】

- ・ 指定管理者制度が導入された背景には、「民間でできることは民間へ」、民間の能力やノウハウを活用した「住民サービスの向上」、自治体出資法人の経営健全化、などの視点がある。
- ・ 公募にあたっては、施設を適切に管理する能力を求めることは当然であるが、地域経済の活性化や県内雇用の確保も念頭に置く必要がある。
- ・ 指定管理者制度に関しては、地方自治法上、事業者の所在地についての特段の定めがないため、県内業者に限定して募集・指定することは、法令上は可能である。指定管理者の「指定」は行政処分であり、「契約」ではないことから、「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」(いわゆる政府調達)の適用は受けない。
- ・ 先行事例における募集要項上の取り扱いは、以下のとおりである。
 - ・ 障害者スポーツセンター……「県内に事業所又は営業所を有し……」(結果：高知県ふくし交流財団を指定)
 - ・ 塩見記念青少年プラザ……「県内に事業所若しくは営業所又は事業所を有し……」(結果：青少年育成高知県会議を指定)
 - ・ 池公園……「県内に事業所若しくは営業所を有し……」(結果：平成緑化建設を指定)
 - ・ 甲浦港(手結港)海岸緑地公園……「室戸(南国)土木事務所管内に主たる営業所＝本社又は本店を置く法人又はその他の団体」(現在募集中)
- ・ 以上の主旨を踏まえ、今後、指定管理者を公募する際の事業者の所在地要件について、県外業者でも県

内に事業所又は営業所を置く者若しくは指定を受ける段階では県内に事業所又は営業所を置く者を対象としてはどうか、しかし、ものによっては県内業者だけで適切に管理されるし、競争原理も働くのであれば県内業者だけを公募の対象としてはどうか。また、さらに地域に密着したものもある。そうした括りで、それぞれの内容に応じて公募してはどうかということである。

- ・ 各部局思う方向は同じであると思うので、方向性を確認したうえで文書等は調整のうえ、今月中に文書を発送したい。

【主な意見】

- ・ 既にスタートしているものがあり、そこと整合性を取っていく必要がある。
- ・ 「県内に事業所又は営業所を置く者又は置こうとする者」の「置こうとする者」については、いつの時点で置くのか、どんな方法で確認するのか等について議論が必要。
今実施している部局との調整を行い、決定していきたい。